# 事業所登録情報の変更について

事業所登録内容の変更については、以下の手順となります。なお、連合会で変更できるのは開設者、請求者、振込口座の情報のみです。事業所体制の変更などは地域振興局や市町村に届出を提出してください。口座情報は振込変更月の前月末までに手続きが完了するように書類の提出をお願いします。

（例）7月請求、8月振込分から口座変更→7月末までに必要書類送付完了

① 事業所は、本会ＨＰ掲載の「事業所情報登録内容変更書類送付依頼書」に必要事項を記入・捺印し、連合会へＦＡＸ送信か郵送します。

② 事業所は、連合会から送付されてきた「障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届」の内容を確認、変更箇所を訂正し、連合会へ送り返します。原本郵送前に、確認のためＦＡＸにて必要書類を送付ください。直接原本を郵送いただいても問題はありませんが、内容に不備がある場合、再提出をしていただくことがあります。

振込口座変更の場合は、通帳の写しも必要です。また、事業所開設者、障害福祉サービス費の請求者、受領者の三者のいずれかが一致しない場合、委任状と印鑑証明が必要になります。

【提出書類等送付先】
〒890-0064
鹿児島市鴨池新町６番６号 鴨池南国ビル５階
鹿児島県国保連合会 介護保険課
TEL：099‐206‐1084・1091
FAX：099‐250‐4307